

広報よりいデザイン作成業務委託

仕 様 書

令和6年4月

寄 居 町

## 1 業務委託名

広報よりいデザイン作成業務

## 2 事業目的

広報よりいは、町民の欠かせない情報を掲載しており、町民全体に行政情報を伝えるための媒体として重要な役割を果たしている。令和6年1月号から表紙をリニューアルし、タイトルを「よりいCOLORS」とした。

本業務は事業者のデザイン・レイアウトなどの専門的な技術や知識を生かし、リニューアル後の表紙に合ったデザイン・レイアウトで、町民の「読みやすさ」や「わかりやすさ」に配慮した誌面に刷新するものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

統一感ある広報誌全体のフォーマットを作成し、お知らせ版等で使用するアイコンを作成する。また、特集ページにおいて、情報をわかりやすく見やすいデザイン・レイアウトで誌面を作成する。なお、原稿・写真等については、発注者が提供する。

### (1) 全体フォーマット・アイコン（1回）

レイアウト、文字のフォント（原則ユニバーサルデザイン仕様のフォントを使用すること）について、視覚的に理解しやすいよう心がける。

### (2) ページ構成

①特集ページについては、4色カラー。毎月作成する。

②トピックスについては、4色カラー。その他のページについては、2色とする。

### (3) 作業内容等

① 校正は原則3回

② 入稿は、紙原稿・転写物のほか、USBメモリ、Eメール、ファイル転送サービスなどによる。いずれの場合も、入稿時に原稿や出力見本などを基に、詳細について打ち合わせる。

③ 提出するレイアウトは、紙に印刷したもの、デジタルデータ（PDF、AI）を町が指定する形式で提出すること。

④ 誌面の見せ方など、微妙なニュアンスを伝えることが多いため、打ち合わせ及び校正戻しの際は、誌面の制作に携わるデザイナーなども来庁し、同席すること。

⑤ 特集内容によっては、同一の原稿で複数のレイアウトの提示を指示することがある。

## 5 成果品等

- (1) 成果品は、以下の場所に納品すること。  
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1 寄居町役場
- (2) 納入成果品  
データは、PDF 及び AI で提出すること

## 6 著作権の帰属

本業務に伴い制作したイラスト、キャラクター、マーク、図表などの各種デザインを含む成果物に関する著作権は町に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を町に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作権者人格権を町又は町が指定する第三者に対して行使しないものとする。

また、受託者は町に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 7 その他

疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、町と協議により定めるものとする。